

Q1. 免税事業者が課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける手続きについて教えてください。

- A** 免税事業者が登録を受けるためには、原則として「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります。ただし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中において登録を受ける場合には、適格請求書発行事業者の登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から課税事業者となる経過措置が設けられています。そのため、この経過措置の適用を受ける場合には、登録希望日から課税事業者となり、登録を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要となります。

Q2. 適格請求書発行事業者の登録を取りやめる手続きについて教えてください。

- A** 適格請求書発行事業者がインボイス番号の取り消したい場合には、下記の手続きが必要となります。

| | |
|------------|--|
| 提出書類 | 登録の取消しを求める旨の届出書 |
| 提出期限 | 取り消したい課税期間の初日から起算して 15日前の日 ※土日祝日の場合でもその翌日に期限が延長されない。 |
| 取り消し後の納税義務 | 登録日から2年経過日の属する課税期間の末日までは納税義務あり |

※2025年1月1日から登録を取り消す場合 2024年12月17日までに提出しなければなりません。

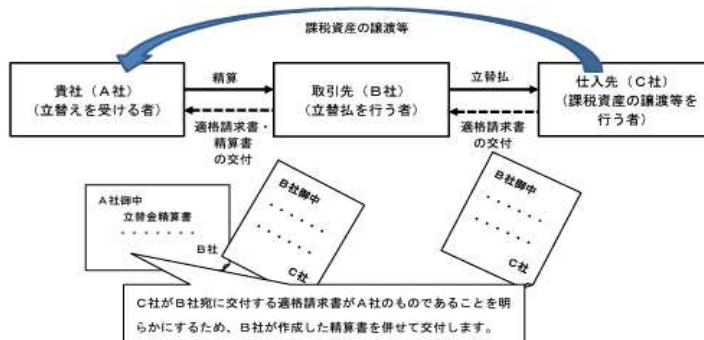
Q3. 免税事業者等からの仕入れ等について、仕入税額控除が受けられなくなるのでしょうか。

- A** インボイス制度開始から一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

| 経過措置適用期間 | みなし仕入税額の割合 |
|-----------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日 | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日 | 仕入税額相当額の50% |

Q4. 取引先に経費を立て替えてもらう場合に必要な対応について教えてください。

- A** 取引先が自社の経費を立て替え払いしているケースにおいては、経費の支払先である会社から取引先に交付された適格請求書を受領しても自社のインボイスとすることはできませんので、取引先から自社の負担するべき費用であることを示すための『立替精算書』を取引先から受領し、保存する必要があります。



出典：国税庁「インボイス制度に関するQ&A 問94 立替金」

ア ク タ ス 税 理 士 法 人



【赤坂事務所】 東京都港区赤坂4-2-6住友不動産新赤坂ビル2F TEL:03-3224-8888
【立川事務所】 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川5F TEL:042-548-8001
【大阪事務所】 大阪市西区江戸堀1-5-16 JMFビル肥後橋01 9F TEL:06-6676-8172
【長野事務所】 長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOビル2F TEL:0265-59-8070
<https://www.actus.co.jp> info@actus.co.jp

アクタス
ウェビナー

